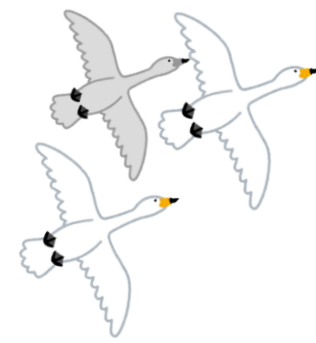


★青森県上北農林水産事務所中央家畜保健衛生所 0176-23-6235 (FAX 0176-23-3044)
★県南地区家畜衛生推進協議会 080-2155-3195

高病原性鳥インフルエンザの発生状況を踏まえた防疫対策の再徹底について



現在、渡り鳥の北帰行が本格化している中、今般、岩手県の採卵鶏飼養農場において、東北地方における今シーズン初めての高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン20例目）が発生しました。また、北海道の肉用鶏飼養農場でも発生が確認され（今シーズン21例目）、これまでに発生が無い地域においても警戒が必要です。

飼養衛生管理基準の遵守状況を再確認し、早期通報と発生予防対策を徹底しましょう。

⚠ 家畜に異状がある場合は直ちに当所へ連絡を ⚠

《中央家畜保健衛生所》

（平日8:30～17:15） 0176-23-6235（夜間・土日祝） 090-6453-7023

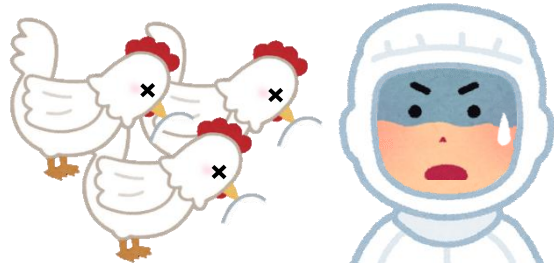
「飼養衛生管理強化のポイント」を中心に、
病原体の侵入・まん延防止対策をお願いします。



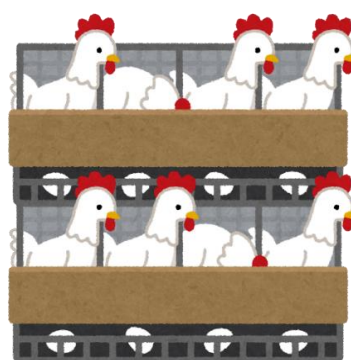
飼養衛生管理強化のポイント

① 早期発見・早期通報の徹底

- ✓ 誘導換羽中は異状を見落としやすいので注意が必要
- ✓ 普段と違う様子が見られたら空振りでもいいので早期通報を！



異状発見時の早期通報



毎日の健康観察

裏面へ

飼養衛生管理強化のポイント（続き）

②野生動物（特にカラス）の誘因防止対策

鶏舎・堆肥場の防鳥ネット設置・修繕やモニターの点検、死鳥や廃棄卵の適切処理、こぼれ餌の清掃、空き鶏舎への見回りなど



金網や防鳥ネット等の破損



水場付近、農場端など

③農場内外における頻回消毒

リスクの高い鶏舎や農場敷地周辺の消毒を優先的に実施



④農場外の関係者も含めた飼養衛生管理遵守の再徹底

特に出荷作業や工事業者への靴・衣服の交換や車両消毒への対応などを点検

衛生管理区域内



衛生管理区域外



消毒して持ち込み



靴・衣服を交換

定期的実施！

⑤鶏舎へのウイルス侵入防止対策

強風時の入気制限や、乾燥対策として定期的な鶏舎周辺・鶏舎通路への消毒薬の散布などによりウイルス侵入を防止



強風時に
入気制限！

積雪時は、融雪直後に
消毒を！

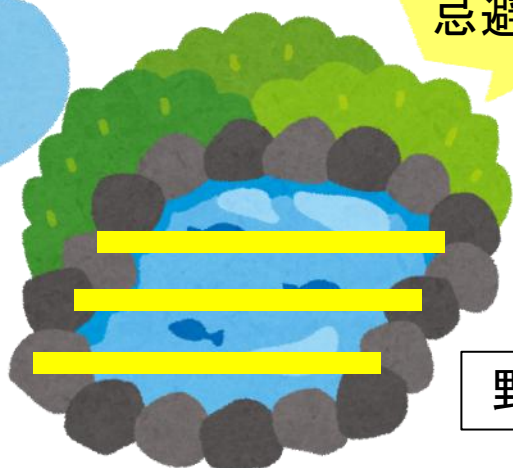
⑥その他必要な事項

農場ごとに必要な対策について再点検を実施し、対策を強化



飼養管理の再点検

重要7項目は
大丈夫かな？



忌避テープの設置等



野鳥飛来対策



農場の「隙」を埋める対策